

二 省略

労働災害防止協会	労働災害防止団体法	郵便貯金振興会	郵便貯金法（昭和二十二年法律第四百四十四号）	本州四国連絡橋公団	本州四国連絡橋公団法（昭和四十五年法律第八十号）	保険契約者保護機構	保険業法（平成七年法律第五号）	弁護士会	弁護士法
省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略

二 同上

労働福祉事業団	労働福祉事業団法（昭和三十三年法律第二百一十六号）	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
野菜供給安定基金	野菜生産出荷安定法（昭和四十一年法律第三百三号）	緑資源公団	緑資源公団法（昭和三十一年法律第八十五号）	水資源開発公団	水資源開発公団法（昭和三十六年法律第二百一十八号）	同上	同上	北方領土問題対策協会	北方領土問題対策協会法（昭和四十四年法律第三十四号）
同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
放送大学学園	放送大学学園法（昭和五十六年法律第八十号）	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上

(酒税法の一部改正)

第七条 酒税法(昭和二十八年法律第六号)の一部を次のように改正する。

(その他の用語の定義)

第三条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一・二 省略

三 「清酒」とは、次に掲げる酒類をいう。

イ 省略

ロ 米、水及び清酒かす、米こうじその他政令で定める物品を原料として発酵させて、こしたものの(イ又はハに該当するものを除く。)。ただし、その原料中当該政令で定める物品の重量の合計が米(こうじ米を含む。)の重量を越えないものに限る。

ハ 省略

四・五 省略

六 「みりん」とは、次に掲げる酒類をいう。

イ 省略

七 「ビール」とは、次に掲げる酒類をいう。

イ 省略

ロ 麦芽、ホップ、水及び麦その他の政令で定める物品を原料として発酵させたもの。ただし、その原料中当該政令で定める物品の重量の合計が麦芽の重量の十分の五を越えないものに限る。

八・九 省略

十 「スピリッツ類」とは、第三号から前号までに掲げる酒類以外の酒類でエキ스가二度未満のもの(麦芽又は麦を原料の一部とした酒類(麦芽又は麦を原料の一部としたアルコール含有物を蒸留したものを原料の一部としたものを除く。以下次号において同じ。))で発泡性を有するものを除く。をいう。

十一 「リキュール類」とは、酒類と糖類その他の物品(酒類を含み、政令で定めるものを除く。)を原料とした酒類でエキ스가二度以上のも(第三号から第九号までに掲げる酒類及び麦芽又は麦を原料の一部とした酒類で発泡性を有するもの並びに前条第一項に規定する溶解してアルコール分一度以上の飲料とすることができる粉末状のものを除く。)をいう。

十二 十六 省略

(その他の用語の定義)

第三条 この法律において、左の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一・二 同上

三 「清酒」とは、左に掲げる酒類をいう。

イ 同上

ロ 米、水及び清酒かす、米こうじその他政令で定める物品を原料として発酵させて、こしたものの(イ又はハに該当するものを除く。)。但し、その原料中当該政令で定める物品の重量の合計が米(こうじ米を含む。)の重量を越えないものに限る。

ハ 同上

四・五 同上

六 「みりん」とは、左に掲げる酒類をいう。

イ 同上

七 「ビール」とは、左に掲げる酒類をいう。

イ 同上

ロ 麦芽、ホップ、水及び米その他の政令で定める物品を原料として発酵させたもの。但し、その原料中当該政令で定める物品の重量の合計が麦芽の重量の十分の五を越えないものに限る。

八・九 同上

十 「スピリッツ類」とは、第三号から前号までに掲げる酒類以外の酒類でエキ스가二度未満のもの(麦芽を原料の一部とした酒類(麦芽を原料の一部としたアルコール含有物を蒸留したものを原料の一部としたものを除く。以下次号において同じ。))で発泡性を有するものを除く。をいう。

十一 「リキュール類」とは、酒類と糖類その他の物品(酒類を含み、政令で定めるものを除く。)を原料とした酒類でエキ스가二度以上のも(第三号から第九号までに掲げる酒類及び麦芽を原料の一部とした酒類で発泡性を有するもの並びに前条第一項に規定する溶解してアルコール分一度以上の飲料とすることができる粉末状のものを除く。)をいう。

十二 十六 同上

(品目等)

第四条 次の表の上欄に掲げる種類の酒類は、同表の中欄に掲げる品目に分け、その各品目の定義は、同表の下欄に定めるものとする。

種類	品目	定義
省略	省略	省略
雑酒	発泡酒	麦芽又は麦を原料の一部とした酒類で発泡性を有する雑酒
省略	省略	省略

2・3 省略

(課税標準及び税率)

第二十二条 酒税の課税標準は、酒類の製造場から移出し、又は保税地域から引き取る酒類の数量とし、その税率は、次に掲げる区分に応じ、一キロリットルにつき、次に定める金額とする。

一 省略

二 合成清酒

(1) アルコール分が十五度以上十六度未満のもの 九万四千六百円

(2) アルコール分が十六度以上のもの 九万四千六百円にアルコール分が十五度を超える一度ごとに六千三百七円を加えた金額

(3) アルコール分が十五度未満八度以上のもの 九万四千六百円からアルコール分が十五度を下る一度(一度未満の端数があるときは、その端数は一度とみなす。)

(4) アルコール分が八度未満のもの (一) ごとに六千三百七円を引いた金額 五万四千五百一十円

三 省略

(品目等)

第四条 次の表の上欄に掲げる種類の酒類は、同表の中欄に掲げる品目に分け、その各品目の定義は、同表の下欄に掲げるものとする。

種類	品目	定義
同上	同上	同上
同上	同上	麦芽を原料の一部とした酒類で発泡性を有する雑酒
同上	同上	同上

2・3 同上

(課税標準及び税率)

第二十二条 酒税の課税標準は、酒類の製造場から移出し、又は保税地域から引き取る酒類の数量とし、その税率は、次に掲げる区分に応じ、一キロリットルにつき、次に掲げる金額とする。

一 同上

二 同上

(1) 同上 七万九千三百円

(2) 同上 七万九千三百円にアルコール分が十五度を超える一度ごとに五千二百九十円を加えた金額

(3) 同上 七万九千三百円からアルコール分が十五度を下る一度(一度未満の端数があるときは、その端数は一度とみなす。)

(4) 同上 (一) ごとに五千二百九十円を引いた金額 四万二千二百七十円

三 同上

酒 類	基準アル
六 果実酒類	
イ 果実酒	七万四千七十二円
ロ 甘味果実酒	
(1) アルコール分が十三度未満のもの	十万三千七百二十二円
(2) アルコール分が十三度以上のもの	十万三千七百二十二円にアルコール分が十二度を超える一度ごとに八千六百四十四円を加えた金額
七 雑酒	
イ 発泡酒	
(1) 原料中麦芽の重量が水以外の原料の重量の百分の五十以上のもの	二十二万二千元
(2) 原料中麦芽の重量が水以外の原料の重量の百分の五十未満二十以上のもの	十七万八千二百二十五円
(3) その他のもの	十三万四千二百五十円
ロ 省略	
ハ その他の雑酒	
(1) 省略	
(2) その他のもの	
(i) アルコール分が十三度未満のもの	十万三千七百二十二円
(ii) アルコール分が十三度以上のもの	十万三千七百二十二円にアルコール分が十二度を超える一度ごとに八千六百四十四円を加えた金額

2 次の表の上欄に掲げる酒類でアルコール分が十三度未満のもの（発泡性を有するものに限る。）に対する酒税の税率は、前項の規定にかかわらず、同表に掲げる区分に応じ、一キロリットルにつき、次項に掲げる算式により算出した金額とする。

酒 類	基準アル
六 同上	
イ 同上	五万六千五百円
ロ 同上	
(1) 同上	九万八千六百元
(2) 同上	九万八千六百元にアルコール分が十二度を超える一度ごとに八千二百二十円を加えた金額
七 同上	
十 同上	
イ 同上	
(1) 原料中麦芽の重量が水以外の原料の重量の百分の六十七以上のもの	二十二万二千元
(2) 原料中麦芽の重量が水以外の原料の重量の百分の六十七未満二十五以上のもの	十五万二千七百円
(3) 同上	八万三千三百円
ロ 同上	
ハ 同上	
(1) 同上	
(2) 同上	
(i) 同上	九万八千六百元
ii 同上	九万八千六百元にアルコール分が十二度を超える一度ごとに八千二百二十円を加えた金額

2 同上

種類	品目等	果実酒類		省略	省略
		果実酒	甘味果実酒		
雑酒	その他の雑酒（第一項第十号ハ(2)に掲げる酒類に該当するものに限る。）	十二度	十二度	省略	省略
		十萬三千七百二十二円	七萬四千七十二円	省略	省略

3・4 省略

（戻入れの場合の酒税額の控除等）

第三十条 省略

2 省略

3 酒類製造者が他の酒類の製造場から移出され、又は保税地域から引き取られた酒類を酒類の製造場に移入した場合（第一項の規定により控除を受けるべき場合を除く。）において、当該酒類をその移入した製造場から更に移出したとき又は当該酒類を第四十七条第一項の規定により申告した製造方法に従い酒類の原料として使用したときは、その者が当該移出の日又は当該使用の日の属する月の翌月以後に提出期限の到来する次条第一項又は第二項の規定による申告書に記載された同条第一項第四号に掲げる酒税額の合計額から当該酒類につき当該他の製造場からの移出により納付された、若しくは納付されるべき又は保税地域からの引取りにより納付された、若しくは納付されるべき又は保税地域からの引取りにより納付された、若しくは納付されるべき酒税額（延滞税、過少申告加算税及び無申告加算税の額を除くものとし、当該酒税額につき第一項又はこの項の規定による控除が行われている場合

種類	品目等	同上		同上	同上
		同上	同上		
同上	同上	同上	同上	同上	同上
		九萬八千六百円	五萬六千五百円	同上	同上

3・4 同上

（戻入れの場合の酒税額の控除等）

第三十条 同上

2 同上

3 酒類製造者が他の酒類の製造場から移出され、又は保税地域から引き取られた酒類を酒類の製造場に移入した場合（第一項の規定により控除を受けるべき場合を除く。）において、当該酒類をその移入した製造場から更に移出したときは、その者が当該移出の日の属する月の翌月以後に提出期限の到来する次条第一項又は第二項の規定による申告書に記載された同条第一項第四号に掲げる酒税額の合計額から当該酒類につき当該他の製造場からの移出により納付された、若しくは納付されるべき又は保税地域からの引取りにより納付された、若しくは納付されるべき又は保税地域からの引取りにより納付された、若しくは納付されるべき酒税額（延滞税、過少申告加算税及び無申告加算税の額を除くものとし、当該酒税額につき第一項又はこの項の規定による控除が行われている場合には、その控除前の金額とする。）に相当する金額を控除する。

には、その控除前の金額とする。）に相当する金額を控除する。
459 省略

第四十条から第四十二条まで 削除

459 同上

第四十条 削除

(酒類の検定)

第四十一条 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、酒類が製成されたとき(酒類に炭酸ガスを加えたときを除く。)は、その容器ごとに、その数量、アルコール分及びエキス分を検定する。但し、アルコール分及びエキス分の検定は、省略することができる。

2 前項の当該職員は、清酒、合成清酒又はみりんの製成に因り、清酒かす、合成清酒かす又はみりんかすを生じたときは、その数量を検定する。

3 税務署長が、政令で定めるところにより、酒税の取締り上必要がないと認めて指定した製造場において製成された酒類又は生じた清酒かす、合成清酒かす若しくはみりんかすについては、前二項の規定にかかわらず、これらの規定による検定は行わない。

(検定前の酒類等の処分禁止)

第四十二条 酒類製造者は、前条の規定による検定を受けるべき酒類又は清酒かす、合成清酒かす若しくはみりんかすについては、当該検定前にこれらを処分し、又は製造場から移出してはならない。

(申告義務)

第四十七条 酒類製造者又は酒母若しくはもろみの製造者は、政令で定めるところにより、製造場の位置、製造及び貯蔵の設備、製造の開始及び休止、製造見込数量並びに製造方法について、その製造場の所在地の所轄税務署長に申告しなければならない。

2 酒類製造者は、政令で定めるところにより、毎月分の酒類の製成及び移出数量、毎月末における酒類の所持数量並びにその月中に酒類をその製造場から移出しなかつた場合には、その旨を、翌月末までに、その製造場の所在地の所轄税務署長に申告しなければならない。

(申告義務)

第四十七条 酒類製造者又は酒母若しくはもろみの製造者は、政令で定めるところにより、製造場の位置、製造及び貯蔵の設備、製造の開始、休止及び終了並びに製造方法について、その製造場の所在地の所轄税務署長に申告しなければならない。

2 酒類製造者は、政令で定めるところにより、その年の四月一日からその年の翌年三月三十一日までの間(以下この項において「その年度」という。)の酒類の製成及び移出数量、その年度の末日における酒類の所持数量並びにその年度中に酒類をその製造場から移出しなかつた場合には、その旨を、その年度の末日の属する月の翌月末までに、その製造場の所在地の所轄税務署長に申告しなければならない。

第四十九条 削除

(届出義務)

第五十条の二 前条第一項各号のいづれかに該当する場合を除き、酒類製造者又は酒類販売業者は、酒類に関し次に掲げる行為をしようとする場合には、政令で定めるところにより、その旨を当該行為をしようとする場所の所在地の所轄税務署長に届け出なければならない。

一・二 省略

2 酒類製造者又は酒母等の製造者は、次に掲げる場合には、政令で定めるところにより、直ちにその製造場の所在地の所轄税務署長に届け出なければならない。

一 製造場にある酒類、酒母又はもろみが亡失したとき。

二 製造場にある酒類が腐敗その他の事由により飲用に供し難くなったとき。

三 製造場にある酒母又はもろみが腐敗したとき。

3 前項第二号又は第三号に規定する場合において、酒税の取締り又は保全上必要があると認めるときは、税務署長は、相当の期間を定めて、前項第二号の酒類又は同項第三号の酒母若しくはもろみの処分を禁止することができる。

(当該職員の権限)

第五十三条 省略

2・4 省略

5 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、検査のため必要があると認めるときは、酒類製造者若しくは酒母若しくはもろみの製造者の製造場にある酒類、酒母若しくはもろみの移動を禁止し、又は取締り必要があると認めるときは、酒類製

(検査を受ける義務)

第四十九条 酒類製造者又は酒母等の製造者は、左に掲げる場合には、政令で定める手続により、直ちにその製造場の所在地の所轄税務署長に申告し、その検査を受けなければならない。

一 製造場にある酒類、酒母又はもろみが亡失したとき。

二 製造場にある酒類が腐敗その他の事由に因り飲用に供し難くなったとき。

三 製造場にある酒母又はもろみが腐敗したとき。

2 前項第二号の酒類又は同項第三号の酒母若しくはもろみは、検査を受けないで処分してはならない。

(届出義務)

第五十条の二 前条第一項各号の一に該当する場合を除き、酒類製造者又は酒類販売業者は、酒類に関し次に掲げる行為をしようとする場合には、政令で定めるところにより、その旨を当該行為をしようとする場所の所在地の所轄税務署長に届け出なければならない。

一・二 同上

(当該職員の権限)

第五十三条 同上

2・4 同上

5 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、検査若しくは検定のため必要があると認めるときは、酒類製造者若しくは酒母若しくはもろみの製造者の製造場にある酒類、酒母若しくはもろみの移動を禁止し、又は取締り必要があると認めると

造者の製造場にある次に掲げる物件に封を施すことができる。ただし、第二号の物件について封を施すことができる箇所は、政令で定める。

一 酒類の原料（原料用酒類を含む。）の容器

二 使用中の蒸留機（配管装置を含む。）及び酒類の輸送管（流量計を含む。）

三 省略

658 省略

第五十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

一・二 省略

三 第三十一条第六項又は第三十五条の規定に違反して酒類を処分し、又は製造場から移出した者

四・五 省略

254 省略

第五十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の罰金又は科料に処する。

一・三 省略

四 省略

五 省略

2 省略

第六十条 次の各号のいずれかに該当する者は、五万円以下の罰金又は科料に処する。

一・二 省略

三 第五十条の二第二項又は第二項の規定による届出を怠り、又は偽つた者

きは、酒類製造者の製造場にある次に掲げる物件に封を施すことができる。ただし、第二号の物件について封を施すことができる箇所は、政令で定める。

一 検定前の酒類及び酒類の原料（原料用酒類を含む。）の容器

二 使用中のじょうりゆう機（配管装置を含む。）及び酒類の輸送管（流量計を含む。）

三 同上

658 同上

第五十八条 次の各号の一に該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

一・二 同上

三 第三十一条第六項、第三十五条又は第四十二条の規定に違反して酒類又は酒類のかすを処分し、又は製造場から移出した者

四・五 同上

254 同上

第五十九条 次の各号の一に該当する者は、十万円以下の罰金又は科料に処する。

一・三 同上

四 第四十九条第一項の規定に違反した者

五 同上

2 同上

第六十条 次の各号の一に該当する者は、五万円以下の罰金又は科料に処する。

一・二 同上

三 第五十条の二の規定による届出を怠り、又は偽つた者

(たばこ税法の一部改正)

第八条 たばこ税法(昭和五十九年法律第七十二号)の一部を次のように改正する。

(税率)

第十一条 たばこ税の税率は、千本につき三千五百三十六円とする。

2 特定販売業者(たばこ事業法第十四条第一項(特定販売業の承継)に規定する特定販売業者をいう。以下同じ。)以外の者により保税地域から引き取られる製造たばこに係るたばこ税の税率は、前項の規定にかかわらず、千本につき七千七百七十二円とする。

附則

(税率に係る経過措置)

第二条 たばこ事業法附則第二条(たばこ専売法及び製造たばこ定価法の廃止)の規定による廃止前の製造たばこ定価法(昭和四十年法律第二百二十二号)第一条第一項(製造たばこの種類及び最高価格)に規定する紙巻たばこ三級品の当該廃止の時における品目と同一である第一種の製造たばこに係るたばこ税の税率は、第十一条第一項の規定にかかわらず、当分の間、千本につき千六百七十九円とする。

(税率)

第十一条 たばこ税の税率は、千本につき三千百二十六円とする。

2 特定販売業者(たばこ事業法第十四条第一項(特定販売業の承継)に規定する特定販売業者をいう。以下同じ。)以外の者により保税地域から引き取られる製造たばこに係るたばこ税の税率は、前項の規定にかかわらず、千本につき六千二百五十二円とする。

附則

(税率に係る経過措置)

第二条 たばこ事業法附則第二条(たばこ専売法及び製造たばこ定価法の廃止)の規定による廃止前の製造たばこ定価法(昭和四十年法律第二百二十二号)第一条第一項(製造たばこの種類及び最高価格)に規定する紙巻たばこ三級品の当該廃止の時における品目と同一である第一種の製造たばこに係るたばこ税の税率は、第十一条第一項の規定にかかわらず、当分の間、千本につき千四百八十四円とする。

(石油税法の一部改正)

第九条 石油税法(昭和五十三年法律第二十五号)の一部を次のように改正する。

石油石炭税法

(趣旨)

第一条 この法律は、石油石炭税の課税物件、納税義務者、課税標準、税率、免税、申告及び納付の手續その他石油石炭税の納税義務の履行について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 三省略

四 石炭 関稅定率法別表第二七・〇一項に掲げる石炭及び練炭、豆炭その他これらに類する固形燃料で石炭から製造したもの(外国から本邦に到着したものを除く)であつては、採取されたものに限る。をいう。

五 保稅地域 関稅法(昭和二十九年法律第六十一号)第二十九条(保稅地域の種類)に規定する保稅地域をいう。

(課税物件)

第三条 原油及び石油製品、ガス状炭化水素並びに石炭には、この法律により、石油石炭税を課する。

(納税義務者)

第四条 原油、ガス状炭化水素又は石炭の採取者は、その採取場から移出した原油、ガス状炭化水素又は石炭につき、石油石炭税を納める義務がある。

2 原油若しくは石油製品、ガス状炭化水素又は石炭(以下「原油等」という。)を保稅地域から引き取る者は、その引き取る原油等につき、石油石炭税を納める義務がある。

(移出又は引取り等とみなす場合)

第五条 原油、ガス状炭化水素又は石炭の採取場において原油、ガス状炭化水素又

石油税法

(趣旨)

第一条 この法律は、石油税の課税物件、納税義務者、課税標準、税率、免税、申告及び納付の手續その他石油税の納税義務の履行について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 同上

一 三省略

四 同上

(課税物件)

第三条 原油及び石油製品並びにガス状炭化水素には、この法律により、石油税を課する。

(納税義務者)

第四条 原油又はガス状炭化水素の採取者は、その採取場から移出した原油又はガス状炭化水素につき、石油税を納める義務がある。

2 原油若しくは石油製品又はガス状炭化水素(以下「原油等」という。)を保稅地域から引き取る者は、その引き取る原油等につき、石油税を納める義務がある。

(移出又は引取り等とみなす場合)

第五条 原油又はガス状炭化水素の採取場において原油又はガス状炭化水素が消費

は石炭が消費される場合には、当該採取者がその消費の時に当該原油、ガス状炭化水素又は石炭をその採取場から移出したものとみなす。ただし、その消費につき、当該採取者の責めに帰することができない場合には、その消費者を原油、ガス状炭化水素又は石炭の採取者とみなし、当該消費者が消費の時に当該原油、ガス状炭化水素又は石炭をその採取場から移出したものとみなして、この法律（第六条の二、第十三条、第十六条第一項、第二十条及び第二十一条並びにこれらの規定に係る罰則を除く。）を適用する。

2 省 略

3 原油、ガス状炭化水素又は石炭の採取場に現存する原油、ガス状炭化水素又は石炭が滞納処分（その例による処分を含む。）、強制執行、担保権の実行としての競売、企業担保権の実行手続又は破産手続により換価される場合には、当該採取者がその換価の時に当該原油、ガス状炭化水素又は石炭をその採取場から移出したものとみなす。

4 原油、ガス状炭化水素又は石炭の採取者がその採取を廃止した場合において、原油、ガス状炭化水素又は石炭がその採取場に現存するときは、当該採取者がその採取を廃止した日に当該原油、ガス状炭化水素又は石炭を当該採取場から移出したものとみなす。ただし、当該採取者が、政令で定めるところにより、その採取場であつた場所（第七条第一項ただし書の承認を受けている場合にあつては、その承認を受けた場所）の所在地を所轄する税務署長の承認を受けたときは、この限りでない。

5 前項ただし書の税務署長の承認があつた場合には、その承認に係る原油、ガス状炭化水素又は石炭については、その承認をした税務署長の指定する期間、その採取場であつた場所をなお原油、ガス状炭化水素又は石炭の採取場とみなす。この場合において、当該期間を経過した日になお当該原油、ガス状炭化水素又は石炭がその場所に現存するときは、当該採取者がその日の前日に当該原油、ガス状炭化水素又は石炭を当該採取場から移出したものとみなす。

（採取者とみなす場合）

第六条 原油、ガス状炭化水素又は石炭の採取者又は販売業者が、労務、資金その他原油、ガス状炭化水素又は石炭の採取に必要なものを供給して原油、ガス状炭化水素又は石炭の採取を委託する場合には、当該委託をした者（以下「委託者」という。）が当該委託を受けた者（以下「受託者」という。）の採取した原油、ガス状炭化水素又は石炭で当該委託に係るものを採取したものとみなす。

される場合には、当該採取者がその消費の時に当該原油又はガス状炭化水素をその採取場から移出したものとみなす。ただし、その消費につき、当該採取者の責めに帰することができない場合には、その消費者を原油又はガス状炭化水素の採取者とみなし、当該消費者が消費の時に当該原油又はガス状炭化水素をその採取場から移出したものとみなして、この法律（第六条の二、第十三条、第十六条第一項、第二十条及び第二十一条並びにこれらの規定に係る罰則を除く。）を適用する。

2 同 上

3 原油又はガス状炭化水素の採取場に現存する原油又はガス状炭化水素が滞納処分（その例による処分を含む。）、強制執行、担保権の実行としての競売、企業担保権の実行手続又は破産手続により換価される場合には、当該採取者がその換価の時に当該原油又はガス状炭化水素をその採取場から移出したものとみなす。

4 原油又はガス状炭化水素の採取者がその採取を廃止した場合において、原油又はガス状炭化水素がその採取場に現存するときは、当該採取者がその採取を廃止した日に当該原油又はガス状炭化水素を当該採取場から移出したものとみなす。ただし、当該採取者が、政令で定めるところにより、その採取場であつた場所（第七条第一項ただし書の承認を受けている場合にあつては、その承認を受けた場所）の所在地を所轄する税務署長の承認を受けたときは、この限りでない。

5 前項ただし書の税務署長の承認があつた場合には、その承認に係る原油又はガス状炭化水素については、その承認をした税務署長の指定する期間、その採取場であつた場所をなお原油又はガス状炭化水素の採取場とみなす。この場合において、当該期間を経過した日になお当該原油又はガス状炭化水素がその場所に現存するときは、当該採取者がその日の前日に当該原油又はガス状炭化水素を当該採取場から移出したものとみなす。

（採取者とみなす場合）

第六条 原油又はガス状炭化水素の採取者又は販売業者が、労務、資金その他原油又はガス状炭化水素の採取に必要なものを供給して原油又はガス状炭化水素の採取を委託する場合には、当該委託をした者（以下「委託者」という。）が当該委託を受けた者（以下「受託者」という。）の採取した原油又はガス状炭化水素で当該委託に係るものを採取したものとみなす。

2 原油、ガス状炭化水素又は石炭が原油、ガス状炭化水素又は石炭の採取場から移出された場合において、その移出につき、当該採取者の責めに帰することができないときは、当該原油、ガス状炭化水素又は石炭を移出した者を原油、ガス状炭化水素又は石炭の採取者とみなして、この法律（次条、第十三条、第十六条第一項、第二十条及び第二十一条並びにこれらの規定に係る罰則を除く。）を適用する。

（納税地）

第七条 採取場から移出された原油、ガス状炭化水素又は石炭に係る石油石炭税の納税地は、当該採取場の所在地とする。ただし、政令で定めるところにより、国税庁長官の承認を受けたときは、その承認を受けた場所とする。

2 保稅地域から引き取られる原油等に係る石油石炭税の納税地は、当該保稅地域の所在地とする。ただし、第十五条第一項の規定による国税庁長官の承認を受けたときは、その承認の際に指定を受けた場所とする。

（課税標準）

第八条 石油石炭税の課税標準は、その採取場から移出した原油、ガス状炭化水素若しくは石炭又は保稅地域から引き取る原油等の数量とする。

2 省略

（税率）

第九条 石油石炭税の税率は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

- 一 原油及び石油製品 一キロリットルにつき二千四十円
- 二 ガス状炭化水素 一トンにつき千八十円

三 石炭 一トンにつき七百円

（未納税移出）

第十条 原油、ガス状炭化水素又は石炭の採取者が次の各号に掲げる原油、ガス状炭化水素又は石炭をその採取場から当該各号に掲げる場所へ移出する場合には、当該移出に係る石油石炭税を免除する。

- 一 輸出業者（他から購入した物品の販売を主たる業とする者で常時物品の輸出

2 原油又はガス状炭化水素が原油又はガス状炭化水素の採取場から移出された場合において、その移出につき、当該採取者の責めに帰することができないときは、当該原油又はガス状炭化水素を移出した者を原油又はガス状炭化水素の採取者とみなして、この法律（次条、第十三条、第十六条第一項、第二十条及び第二十一条並びにこれらの規定に係る罰則を除く。）を適用する。

（納税地）

第七条 採取場から移出された原油又はガス状炭化水素に係る石油税の納税地は、当該採取場の所在地とする。ただし、政令で定めるところにより、国税庁長官の承認を受けたときは、その承認を受けた場所とする。

2 保稅地域から引き取られる原油等に係る石油税の納税地は、当該保稅地域の所在地とする。ただし、第十五条第一項の規定による国税庁長官の承認を受けたときは、その承認の際に指定を受けた場所とする。

（課税標準）

第八条 石油税の課税標準は、その採取場から移出した原油若しくはガス状炭化水素又は保稅地域から引き取る原油等の数量とする。

2 同上

（税率）

第九条 石油税の税率は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

- 一 同上
- 二 ガス状炭化水素のうち関稅定率法別表第二七一・一一号及び第二七一・二二号に掲げる天然ガス 一トンにつき七百二十円

三 ガス状炭化水素（前号に掲げるものを除く。） 一トンにつき六百七十円

（未納税移出）

第十条 原油又はガス状炭化水素の採取者が次の各号に掲げる原油又はガス状炭化水素をその採取場から当該各号に掲げる場所へ移出する場合には、当該移出に係る石油税を免除する。

- 一 輸出業者（他から購入した物品の販売を主たる業とする者で常時物品の輸出

を行うものをいう。)が輸出するための原油、ガス状炭化水素又は石炭 当該原油、ガス状炭化水素又は石炭の蔵置場

2 前号に掲げる原油、ガス状炭化水素又は石炭以外の原油、ガス状炭化水素又は石炭で、その採取場内における蔵置場が狭くなったことその他のやむを得ない事情があるため当該原油、ガス状炭化水素又は石炭を他の場所へ移出すること及び当該他の場所につき、政令で定めるところにより、当該採取場(第七条第一項ただし書の承認を受けている場合にあつては、その承認を受けた場所)の所在地を所轄する税務署長の承認を受けたもの 当該他の場所

2 前項の規定は、同項の移出をした原油、ガス状炭化水素又は石炭の採取者が、当該移出をした日の属する月分に係る第十三条第一項の規定による申告書(同項に規定する期限内に提出するものに限る。)に当該原油、ガス状炭化水素又は石炭が前項各号に掲げる原油、ガス状炭化水素又は石炭に該当すること及び当該原油、ガス状炭化水素又は石炭が当該各号に掲げる場所に移入されたことについての明細に関する書類として政令で定める書類を添付しない場合には、適用しない。

3 前項の場合において、やむを得ない事情があるため同項に規定する政令で定める書類を同項の申告書に添付することができないときは、当該書類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる日までに提出すれば足りるものとする。

一 原油、ガス状炭化水素又は石炭の採取者が、当該書類を当該申告書の提出期限から三月以内に提出することを予定している場合において、政令で定めるところによりその予定日を当該申告書の提出先の税務署長に届け出たとき。 当該予定日

二 原油、ガス状炭化水素又は石炭の採取者が、当該書類を当該申告書の提出期限から三月を経過した日以後に提出することを予定している場合において、政令で定めるところにより当該申告書の提出先の税務署長の承認を受けたとき。 当該税務署長が指定した日

4 第一項の移出をした原油、ガス状炭化水素又は石炭を同項各号に掲げる場所に移入する前に、災害その他やむを得ない事情により亡失した場合には、政令で定める手続によりその亡失の場所の最寄りの税務署の税務署長から交付を受けた亡失証明書をもつて第二項に規定する政令で定める書類に代えることができる。

5 第一項第二号の承認の申請があつた場合において、同号に規定する事情がないと認められるとき、又は当該申請に係る場所につき石油石炭税の保全上不適当と認められる事情があるときは、税務署長は、その承認をしないことができる。

6 第一項の規定に該当する原油、ガス状炭化水素又は石炭(同項の規定の適用を

を行うものをいう。)が輸出するための原油又はガス状炭化水素 当該原油又はガス状炭化水素の蔵置場

2 前号に掲げる原油又はガス状炭化水素以外の原油又はガス状炭化水素で、その採取場内における蔵置場が狭くなったことその他のやむを得ない事情があるため当該原油又はガス状炭化水素を他の場所へ移出すること及び当該他の場所につき、政令で定めるところにより、当該採取場(第七条第一項ただし書の承認を受けている場合にあつては、その承認を受けた場所)の所在地を所轄する税務署長の承認を受けたもの 当該他の場所

2 前項の規定は、同項の移出をした原油又はガス状炭化水素の採取者が、当該移出をした日の属する月分に係る第十三条第一項の規定による申告書(同項に規定する期限内に提出するものに限る。)に当該原油又はガス状炭化水素が前項各号に掲げる原油又はガス状炭化水素に該当すること及び当該原油又はガス状炭化水素が当該各号に掲げる場所に移入されたことについての明細に関する書類として政令で定める書類を添付しない場合には、適用しない。

3 前項の場合において、やむを得ない事情があるため同項に規定する政令で定める書類を同項の申告書に添付することができないときは、当該書類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる日までに提出すれば足りるものとする。

一 原油又はガス状炭化水素の採取者が、当該書類を当該申告書の提出期限から三月以内に提出することを予定している場合において、政令で定めるところによりその予定日を当該申告書の提出先の税務署長に届け出たとき。 当該予定日

二 原油又はガス状炭化水素の採取者が、当該書類を当該申告書の提出期限から三月を経過した日以後に提出することを予定している場合において、政令で定めるところにより当該申告書の提出先の税務署長の承認を受けたとき。 当該税務署長が指定した日

4 第一項の移出をした原油又はガス状炭化水素を同項各号に掲げる場所に移入する前に、災害その他やむを得ない事情により亡失した場合には、政令で定める手続によりその亡失の場所の最寄りの税務署の税務署長から交付を受けた亡失証明書をもつて第二項に規定する政令で定める書類に代えることができる。

5 第一項第二号の承認の申請があつた場合において、同号に規定する事情がないと認められるとき、又は当該申請に係る場所につき石油石炭税の保全上不適当と認められる事情があるときは、税務署長は、その承認をしないことができる。

6 第一項の規定に該当する原油又はガス状炭化水素(同項の規定の適用を受けな

受けないこととなつたものを除く。)については、当該原油、ガス状炭化水素又は石炭を同項各号に掲げる場所に移入した者が原油、ガス状炭化水素又は石炭の採取者でないときは、これを原油、ガス状炭化水素又は石炭の採取者とみなし、当該場所が原油、ガス状炭化水素又は石炭の採取場でないときは、これを原油、ガス状炭化水素又は石炭の採取場とみなす。

7 第一項の規定に該当する原油、ガス状炭化水素又は石炭を同項各号に掲げる場所に移入した者は、当該原油、ガス状炭化水素又は石炭の移入の目的(当該原油、ガス状炭化水素又は石炭が同項第二号に掲げる原油、ガス状炭化水素又は石炭であるときは、その移入の理由)、数量その他政令で定める事項を記載した書類を、当該場所(第七条第一項ただし書の承認を受けている場合にあつては、その承認を受けた場所)の所在地を所轄する税務署長に、その移入をした日の属する月の翌月末日までに提出しなければならない。

8 税務署長は、取締り上必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、第一項の規定に該当する原油、ガス状炭化水素又は石炭を同項各号に掲げる場所に移入した者に対し、当該原油、ガス状炭化水素又は石炭を他の原油、ガス状炭化水素又は石炭と区別して蔵置すべきことを命ずることができる。

(輸出免税)

第十一条 原油、ガス状炭化水素又は石炭の採取者が輸出する目的で原油、ガス状炭化水素又は石炭をその採取場から移出する場合には、当該移出に係る石油石炭税を免除する。

2 前項の規定は、同項の移出をした原油、ガス状炭化水素又は石炭の採取者が、当該移出をした日の属する月分に係る第十三条第一項の規定による申告書(同項に規定する期限内に提出するものに限る。)に当該原油、ガス状炭化水素又は石炭が輸出されたことについての明細に関する書類として政令で定める書類を添付しない場合には、適用しない。

3 省 略

(戻入れの場合の石油石炭税の控除等)

第十二条 原油、ガス状炭化水素又は石炭の採取者がその採取場から移出した原油、ガス状炭化水素又は石炭を当該採取場に戻し入れた場合には、当該原油、ガス状炭化水素又は石炭の戻入れのためにする他の採取場からの移出につき第十条第一項の適用があつた場合を除き、政令で定めるところにより、当該採取者が当該

いこととなつたものを除く。)については、当該原油又はガス状炭化水素を同項各号に掲げる場所に移入した者が原油又はガス状炭化水素の採取者でないときは、これを原油又はガス状炭化水素の採取者とみなし、当該場所が原油又はガス状炭化水素の採取場でないときは、これを原油又はガス状炭化水素の採取場とみなす。

7 第一項の規定に該当する原油又はガス状炭化水素を同項各号に掲げる場所に移入した者は、当該原油又はガス状炭化水素の移入の目的(当該原油又はガス状炭化水素が同項第二号に掲げる原油又はガス状炭化水素であるときは、その移入の理由)、数量その他政令で定める事項を記載した書類を、当該場所(第七条第一項ただし書の承認を受けている場合にあつては、その承認を受けた場所)の所在地を所轄する税務署長に、その移入をした日の属する月の翌月末日までに提出しなければならない。

8 税務署長は、取締り上必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、第一項の規定に該当する原油又はガス状炭化水素を同項各号に掲げる場所に移入した者に対し、当該原油又はガス状炭化水素を他の原油又はガス状炭化水素と区別して蔵置すべきことを命ずることができる。

(輸出免税)

第十一条 原油又はガス状炭化水素の採取者が輸出する目的で原油又はガス状炭化水素をその採取場から移出する場合には、当該移出に係る石油石炭税を免除する。

2 前項の規定は、同項の移出をした原油又はガス状炭化水素の採取者が、当該移出をした日の属する月分に係る第十三条第一項の規定による申告書(同項に規定する期限内に提出するものに限る。)に当該原油又はガス状炭化水素が輸出されたことについての明細に関する書類として政令で定める書類を添付しない場合には、適用しない。

3 同 上

(戻入れの場合の石油石炭税の控除等)

第十二条 原油又はガス状炭化水素の採取者がその採取場から移出した原油又はガス状炭化水素を当該採取場に戻し入れた場合には、当該原油又はガス状炭化水素の戻入れのためにする他の採取場からの移出につき第十条第一項の適用があつた場合を除き、政令で定めるところにより、当該採取者が当該戻入れの日の属する

戻入れの日の属する月の翌月以後に提出期限の到来する次条第一項の規定による申告書（同項に規定する期限内に提出するものに限る。次項において同じ。）に記載した同条第一項第四号に掲げる石油石炭税額の合計額から当該原油、ガス状炭化水素又は石炭につき当該採取場からの移出により納付された、又は納付されるべき石油石炭税額（延滞税、過少申告加算税及び無申告加算税の額を除くものとし、当該石油石炭税額につきこの項、次項又は第四項の規定による控除が行われている場合には、その控除前の金額とする。第四項において同じ。）に相当する金額を控除する。

2 原油、ガス状炭化水素又は石炭の採取者が他の原油、ガス状炭化水素又は石炭の採取場から移出され、又は保税地域から引き取られた原油、ガス状炭化水素又は石炭を原油、ガス状炭化水素又は石炭の採取場に移入した場合（前項の規定による控除を受けるべき場合を除く。）において、当該原油、ガス状炭化水素又は石炭をその移入した採取場から更に移出したときは、政令で定めるところにより、その者が当該移出の日の属する月の翌月以後に提出期限の到来する次条第一項の規定による申告書に記載した同項第四号に掲げる石油石炭税額の合計額から当該原油、ガス状炭化水素又は石炭につき当該他の採取場からの移出により納付された、若しくは納付されるべき又は保税地域からの引取りにより納付された、若しくは納付されるべき若しくは徴収された、若しくは徴収されるべき石油石炭税額（延滞税、過少申告加算税及び無申告加算税の額を除くものとし、当該石油石炭税額につき前項、この項又は第四項の規定による控除が行われている場合には、その控除前の金額とする。）に相当する金額を控除する。

3 省略

4 原油、ガス状炭化水素又は石炭の採取者がその採取場から移出した原油、ガス状炭化水素又は石炭を、その採取を廃止した後（第五条第四項ただし書の承認を受けた場合には、同条第五項に規定する期間の経過後）当該採取場であつた場所に戻し入れた場合において、政令で定めるところにより当該採取場であつた場所（第七条第一項ただし書の承認を受けている場合にあつては、その承認を受けた場所）の所在地を所轄する税務署長の承認を受けて当該原油、ガス状炭化水素又は石炭を廃棄したときは、第一項又は前項の規定に準じて当該移出により納付された、又は納付されるべき石油石炭税額に相当する金額を控除し、又は還付する。

5 前各項の規定による控除又は還付を受けようとする原油、ガス状炭化水素又は石炭の採取者は、当該控除又は還付に係る次条の規定による申告書に当該控除又は還付を受けようとする石油石炭税額に相当する金額の計算に関する書類として

月の翌月以後に提出期限の到来する次条第一項の規定による申告書（同項に規定する期限内に提出するものに限る。次項において同じ。）に記載した同条第一項第四号に掲げる石油税額の合計額から当該原油又はガス状炭化水素につき当該採取場からの移出により納付された、又は納付されるべき石油税額（延滞税、過少申告加算税及び無申告加算税の額を除くものとし、当該石油税額につきこの項、次項又は第四項の規定による控除が行われている場合には、その控除前の金額とする。第四項において同じ。）に相当する金額を控除する。

2 原油又はガス状炭化水素の採取者が他の原油又はガス状炭化水素の採取場から移出され、又は保税地域から引き取られた原油又はガス状炭化水素を原油又はガス状炭化水素の採取場に移入した場合（前項の規定による控除を受けるべき場合を除く。）において、当該原油又はガス状炭化水素をその移入した採取場から更に移出したときは、政令で定めるところにより、その者が当該移出の日の属する月の翌月以後に提出期限の到来する次条第一項の規定による申告書に記載した同項第四号に掲げる石油税額の合計額から当該原油又はガス状炭化水素につき当該他の採取場からの移出により納付された、若しくは納付されるべき又は保税地域からの引取りにより納付された、若しくは納付されるべき若しくは徴収された、若しくは徴収されるべき石油税額（延滞税、過少申告加算税及び無申告加算税の額を除くものとし、当該石油税額につき前項、この項又は第四項の規定による控除が行われている場合には、その控除前の金額とする。）に相当する金額を控除する。

3 同上

4 原油又はガス状炭化水素の採取者がその採取場から移出した原油又はガス状炭化水素を、その採取を廃止した後（第五条第四項ただし書の承認を受けた場合には、同条第五項に規定する期間の経過後）当該採取場であつた場所に戻し入れた場合において、政令で定めるところにより当該採取場であつた場所（第七条第一項ただし書の承認を受けている場合にあつては、その承認を受けた場所）の所在地を所轄する税務署長の承認を受けて当該原油又はガス状炭化水素を廃棄したときは、第一項又は前項の規定に準じて当該移出により納付された、又は納付されるべき石油税額に相当する金額を控除し、又は還付する。

5 前各項の規定による控除又は還付を受けようとする原油又はガス状炭化水素の採取者は、当該控除又は還付に係る次条の規定による申告書に当該控除又は還付を受けようとする石油税額に相当する金額の計算に関する書類として政令で定め

政令で定める書類を添付しなければならない。

6 相続（包括遺贈を含む。以下同じ。）により原油、ガス状炭化水素又は石炭の採取場における原油、ガス状炭化水素又は石炭の採取業を承継した相続人（包括受遺者を含む。以下同じ。）がある場合において、その相続人が当該相続に係る被相続人（包括遺贈者を含む。以下同じ。）により当該採取場から移出された原油、ガス状炭化水素又は石炭を当該採取場に戻し入れたときは、その相続人が当該移出をしたものとみなして、前各項の規定を適用する。

7 前項の規定は、法人が合併により原油、ガス状炭化水素又は石炭の採取場における原油、ガス状炭化水素又は石炭の採取業を承継した場合について準用する。この場合において、同項中「その相続人」とあるのは「その承継した法人」と、「当該相続に係る被相続人（包括遺贈者を含む。以下同じ。）」とあるのは「当該合併により消滅した法人」と読み替えるものとする。

8 省略

（移出に係る原油、ガス状炭化水素又は石炭についての課税標準及び税額の申告）
第十三条 原油、ガス状炭化水素又は石炭の採取者は、毎月（採取場からの移出がない月を除く。）、政令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、翌月末日までに、その納税地を所轄する税務署長に提出しなければならない。

一 その月中において採取場から移出した原油、ガス状炭化水素又は石炭のそれぞれの課税標準たる数量

二 第十条若しくは第十一条又は他の法律の規定による石油石炭税の免除を受けようとする場合には、その適用を受けようとする原油、ガス状炭化水素又は石炭のそれぞれの課税標準たる数量

三 第一号に掲げる原油、ガス状炭化水素又は石炭のそれぞれの課税標準たる数量から、前号に掲げる当該原油、ガス状炭化水素又は石炭のそれぞれの課税標準たる数量を控除した数量（以下この項において「課税標準数量」という。）

四 課税標準数量に対する石油石炭税額及び当該石油石炭税額の合計額

五 前条又は他の法律の規定による控除を受けようとする場合には、その適用を受けようとする石油石炭税額（前号に掲げる石油石炭税額のうち、既に確定したものを含む。）

六 第四号に掲げる石油石炭税額の合計額から前号に掲げる石油石炭税額を控除した金額に相当する石油石炭税額

る書類を添付しなければならない。

6 相続（包括遺贈を含む。以下同じ。）により原油又はガス状炭化水素の採取場における原油又はガス状炭化水素の採取業を承継した相続人（包括受遺者を含む。以下同じ。）がある場合において、その相続人が当該相続に係る被相続人（包括遺贈者を含む。以下同じ。）により当該採取場から移出された原油又はガス状炭化水素を当該採取場に戻し入れたときは、その相続人が当該移出をしたものとみなして、前各項の規定を適用する。

7 前項の規定は、法人が合併により原油又はガス状炭化水素の採取場における原油又はガス状炭化水素の採取業を承継した場合について準用する。この場合において、同項中「その相続人」とあるのは「その承継した法人」と、「当該相続に係る被相続人（包括遺贈者を含む。以下同じ。）」とあるのは「当該合併により消滅した法人」と読み替えるものとする。

8 同上

（移出に係る原油又はガス状炭化水素についての課税標準及び税額の申告）
第十三条 原油又はガス状炭化水素の採取者は、毎月（採取場からの移出がない月を除く。）、政令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、翌月末日までに、その納税地を所轄する税務署長に提出しなければならない。

一 その月中において採取場から移出した原油又はガス状炭化水素のそれぞれの課税標準たる数量

二 第十条若しくは第十一条又は他の法律の規定による石油税の免除を受けようとする場合には、その適用を受けようとする原油又はガス状炭化水素のそれぞれの課税標準たる数量

三 第一号に掲げる原油又はガス状炭化水素のそれぞれの課税標準たる数量から、前号に掲げる当該原油又はガス状炭化水素のそれぞれの課税標準たる数量を控除した数量（以下この項において「課税標準数量」という。）

四 課税標準数量に対する石油税額及び当該石油税額の合計額

五 前条又は他の法律の規定による控除を受けようとする場合には、その適用を受けようとする石油税額（前号に掲げる石油税額のうち、既に確定したものを含む。）

六 第四号に掲げる石油税額の合計額から前号に掲げる石油税額を控除した金額に相当する石油税額

七 第四号に掲げる石油石炭税額の合計額から第五号に掲げる石油石炭税額を控除してなお不足額があるときは、当該不足額

八 省略

2 省略

3 第一項の規定は、他の法律の規定により所轄税務署長の承認を受けて石油石炭税を免除された原油、ガス状炭化水素又は石炭については、適用しない。

(引取りに係る原油等についての課税標準及び税額の申告等)

第十四条 関税法第六条の二第一項第一号(税額の確定の方式)に規定する申告納税方式が適用される原油等を保税地域から引き取るうとする者は、当該引取りに係る石油石炭税を免除されるべき場合を除き、政令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、その保税地域の所在地を所轄する税関長に提出しなければならない。

一 当該引取りに係る原油及び石油製品、ガス状炭化水素又は石炭のそれぞれの課税標準たる数量(以下この項において「課税標準数量」という。)

二 課税標準数量に対する石油石炭税額及び当該石油石炭税額の合計額

三 他の法律の規定による控除を受けようとする場合には、その適用を受けようとする石油石炭税額

四 第二号に掲げる石油石炭税額の合計額から前号に掲げる石油石炭税額を控除した金額に相当する石油石炭税額

五 第二号に掲げる石油石炭税額の合計額から第三号に掲げる石油石炭税額を控除してなお不足額があるときは、当該不足額

六 省略

2 関税法第六条の二第一項第二号に規定する賦課課税方式が適用される原油等を保税地域から引き取るうとする者は、当該引取りに係る石油石炭税を免除されるべき場合を除き、その引き取る原油等に係る前項第一号に掲げる事項その他政令で定める事項を記載した申告書を、その保税地域の所在地を所轄する税関長に提出しなければならない。

3 省略

(引取りに係る原油等についての課税標準及び税額の申告等の特例)

第十五条 関税法第六条の二第一項第一号(税額の確定の方式)に規定する申告納税方式が適用される原油等を保税地域から継続的に引き取る者として政令で定め

七 第四号に掲げる石油税額の合計額から第五号に掲げる石油税額を控除してなお不足額があるときは、当該不足額

八 同上

2 同上

3 第一項の規定は、他の法律の規定により所轄税務署長の承認を受けて石油税を免除された原油又はガス状炭化水素については、適用しない。

(引取りに係る原油等についての課税標準及び税額の申告等)

第十四条 関税法第六条の二第一項第一号(税額の確定の方式)に規定する申告納税方式が適用される原油等を保税地域から引き取るうとする者は、当該引取りに係る石油税を免除されるべき場合を除き、政令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、その保税地域の所在地を所轄する税関長に提出しなければならない。

一 当該引取りに係る原油及び石油製品又はガス状炭化水素のそれぞれの課税標準たる数量(以下この項において「課税標準数量」という。)

二 課税標準数量に対する石油税額及び当該石油税額の合計額

三 他の法律の規定による控除を受けようとする場合には、その適用を受けようとする石油税額

四 第二号に掲げる石油税額の合計額から前号に掲げる石油税額を控除した金額に相当する石油税額

五 第二号に掲げる石油税額の合計額から第三号に掲げる石油税額を控除してなお不足額があるときは、当該不足額

六 同上

2 関税法第六条の二第一項第二号に規定する賦課課税方式が適用される原油等を保税地域から引き取るうとする者は、当該引取りに係る石油税を免除されるべき場合を除き、その引き取る原油等に係る前項第一号に掲げる事項その他政令で定める事項を記載した申告書を、その保税地域の所在地を所轄する税関長に提出しなければならない。

3 同上

(引取りに係る原油等についての課税標準及び税額の申告等の特例)

第十五条 同上

る者に該当する者は、政令で定めるところにより、国税庁長官の承認を受けた場合には、次項の規定による申告書をもつて前条第一項の規定による申告書に代えることができる。

2 前項の国税庁長官の承認を受けた者は、当該承認を受けた日の属する月の翌月以後は、毎月（同項に規定する原油等の保稅地域からの引取りがない月及び引取りに係る原油等の全部につき石油石炭税を免除されるべき月を除く。）、政令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、翌月末日までに、その承認の際に指定を受けた場所の所在地を所轄する税関長に提出しなければならない。

一 その月中において保稅地域から引き取つた原油及び石油製品、ガス状炭化水素又は石炭（当該引取りに係る石油石炭税を免除されるべきものを除く。）のそれぞれの課稅標準たる数量（以下この項において「課稅標準数量」という。）

二 課稅標準数量に対する石油石炭税額及び当該石油石炭税額の合計額

三 他の法律の規定による控除を受けようとする場合には、その適用を受けようとする石油石炭税額

四 第二号に掲げる石油石炭税額の合計額から前号に掲げる石油石炭税額を控除した金額に相当する石油石炭税額

五 第二号に掲げる石油石炭税額の合計額から第三号に掲げる石油石炭税額を控除してなお不足額があるときは、当該不足額

六 省略

3 第一項の承認の申請があつた場合において、当該申請をした者が次のいずれかに該当するときは、国税庁長官は、その承認をしないことができる。

一 省略

二 現に国税の滞納があり、かつ、その滞納額の徴収が著しく困難であるときその他石油石炭税の保全上不適当と認められる事情があるとき。

4 国税庁長官は、第一項の承認を受けた者が次のいずれかに該当すると認めるときは、その承認を取り消すことができる。

一・二 省略

三 石油石炭税につき国税通則法第十七条第二項（期限内申告）に規定する期限内申告書の提出がなかつた場合において、当該提出がなかつたことについて正当な理由がないと認められるとき。

四 石油石炭税につき国税通則法第十九条第三項（修正申告）に規定する修正申告書の提出又は同法第二十四条（更正）の規定による更正があつた場合において、

2 前項の国税庁長官の承認を受けた者は、当該承認を受けた日の属する月の翌月以後は、毎月（同項に規定する原油等の保稅地域からの引取りがない月及び引取りに係る原油等の全部につき石油石炭税を免除されるべき月を除く。）、政令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、翌月末日までに、その承認の際に指定を受けた場所の所在地を所轄する税関長に提出しなければならない。

一 その月中において保稅地域から引き取つた原油及び石油製品又はガス状炭化水素（当該引取りに係る石油石炭税を免除されるべきものを除く。）のそれぞれの課稅標準たる数量（以下この項において「課稅標準数量」という。）

二 課稅標準数量に対する石油石炭税額及び当該石油石炭税額の合計額

三 他の法律の規定による控除を受けようとする場合には、その適用を受けようとする石油石炭税額

四 第二号に掲げる石油石炭税額の合計額から前号に掲げる石油石炭税額を控除した金額に相当する石油石炭税額

五 第二号に掲げる石油石炭税額の合計額から第三号に掲げる石油石炭税額を控除してなお不足額があるときは、当該不足額

六 同上

3 同上

一 同上

二 現に国税の滞納があり、かつ、その滞納額の徴収が著しく困難であるときその他石油石炭税の保全上不適当と認められる事情があるとき。

4 同上

一・二 同上

三 石油石炭税につき国税通則法第十七条第二項（期限内申告）に規定する期限内申告書の提出がなかつた場合において、当該提出がなかつたことについて正当な理由がないと認められるとき。

四 石油石炭税につき国税通則法第十九条第三項（修正申告）に規定する修正申告書の提出又は同法第二十四条（更正）の規定による更正があつた場合において、